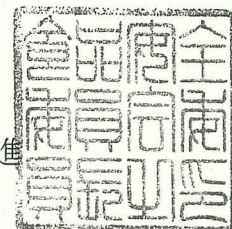




府食第204号
平成27年3月17日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成27年3月12日付け26消安第5585号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、以下のとおり回答します。

記

今回意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省第35号）別表第2中「8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準」の（106）アビラマイシンについて、製造用原体の製造の方法の基準にソイビーンミルランを加える方法を追加し、成分規格のうち粗脂肪及び粗繊維の値を変更することについて、今回追加されるソイビーンミルランは賦形物質として使用されており、通常、飼料としても家畜に給餌されているものを化学的操作なく物理的に混合するものである。

ソイビーンミルランは、飼料として使用されており、アビラマイシン製剤の賦形物質等としても既に使用されていることから、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられ、本件は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。